医療機関の働き方改革セミナー

令和3年2月9日(火)オンライン開催

コロナ禍で求められる働き方改革

~医師の働き方改革の取組事例~

淀川キリスト教病院 産婦人科医 柴田綾子 COIはありません



コロナ禍で求められる働き方改革

- 1. 急に誰かが休むことがある
- 2. 急に別の業務が増えることがある
- 3. 急に業務が変更されることがある



自己紹介 柴田 綾子

- **◆名古屋大学** 情報学部 卒業
- ◆2011年 群馬大学医学部 卒業 USMLE STEP1/2 CK/CS 合格
- ◆初期研修~ 沖縄県立中部病院
- ◆後期研修〜 淀川キリスト教病院 産婦人科専門医 周産期専門医
- ◆著書 女性の救急外来ただいま診断中! 産婦人科研修ポケットガイド



職場の悪い労働環境は 悪の連鎖をする....

生殺与奪の権を 他人に握らせるな!!

By 鬼滅の刃

俯瞰的(ふかんてき)視点があるからこそできる

"Out of the Box" thinking

多職種連携のためには

- 1. お互いの<mark>専門性と業務内容</mark>を理解し尊重する
- 2. 多職種連携の目標を設定しよう
- 3. 業務改善は<mark>相手への信頼と権限委譲</mark>から

コロナ禍で求められる働き方改革

- 1. 職場の労働環境を改善する5つ
- 2. 働き方改革を進める 3つ
- 3. 本当の働く女性支援とは

職場の労働環境を改善する5つ

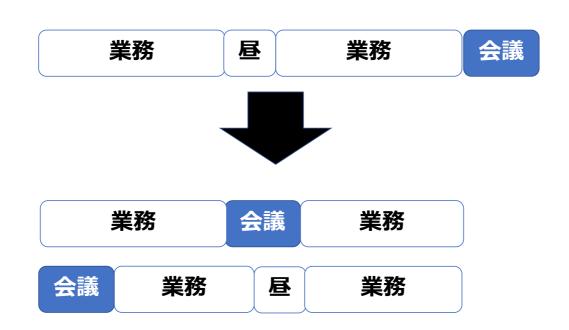
- 1. カンファレンスを勤務時間内に
- 2. 当直明けに仕事をさせない
- 3. 時間外の主治医対応を廃止
- 4. 主治医制 → チーム制へ
- 5. 平日の有休義務化

職場の労働環境を改善する5つ

- 1. カンファレンスを勤務時間内に
- 2. 当直明けに仕事をさせない
- 3. 時間外の主治医対応を廃止
- 4. 主治医制 → チーム制へ
- 5. 平日の有休義務化

看護師さんの 理解&協力が 非常に重要

【全職種】カンファレンスは勤務時間内に



.

当直明けに仕事をさせない

◆外来・手術

- → 代診
- ◆主治医不在時の方針決定 → チーム・病棟医
- ◆時間外の病状説明・緊急手術→ チーム・当直医

時間外に主治医を呼び出していませんか?

- ・担当患者の容態の変化
- ・患者家族からの病状説明の依頼
- ・指示で分からないことがある
- ・点滴や薬のオーダー

時間外に主治医を呼び出していませんか?

- ・担当患者の容態の変化
- ・患者家族からの病状説明の依頼
- ・指示で分からないことがある
- ・点滴や薬のオーダー

心身を休める時間がない→ 疲労の蓄積→バーンアウト・退職

12

時間外に主治医を呼び出さない工夫

- ① 時間外は当直医に電話する
- ② 当直明けで主治医帰宅後は病棟医に相談する
- ◆ 当直医・病棟医が対応できない場合
 - →<u>その医師から</u>主治医へ連絡する

時間外

主治医対応を廃止

患者さま・ご家族の皆さまへ

医師からの病状説明等の時間について

昨今、政府の推し進める「働き方改革」の中で医師の長時間労働・過重労働が社会的に大きな問題となっております。当院においても、医師の労働環境の改善に努める必要があると考えております。

つきましては、担当医師からの患者さまやご家族の皆さまへのご説明については、原則として下記時間帯とさせていただきます。

説明時間帯 平日 8時30分~17時20分まで (平日夜間、土日祝は実施しておりません。)

なお、緊急時や患者さまの病状等により、やむを得ない場合は、この限りではありません。

賛成(小計)70.9

どちらかといえば

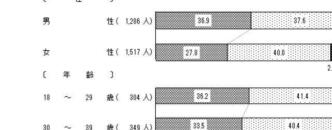
14

反対(小計)25.8

23.5

どちらかといえば

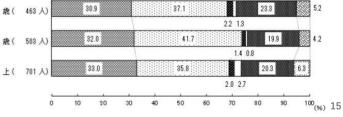
主治医以外の医師の病状説明



483 A)

数(2,803人)

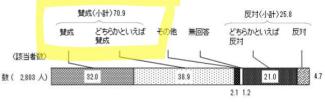




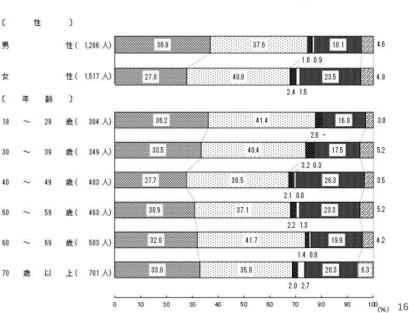
39.5

令和元年度 医療のかかり方・女性の健康に関する世論調査

主治医以外の医師の病状説明



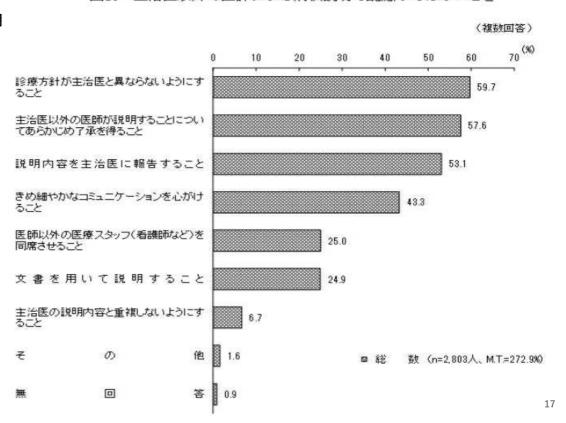
70%が理解あり



令和元年度 医療のかかり方・女性の健康に関する世論調査

図15 主治医以外の医師による病状説明で配慮してほしいこと

主治医以外の医師の病状説明



令和元年度 医療のかかり方 女性の健康に関する世論調査

主治医以外の医師の病状説明

- 1. 主治医と方針や説明内容が一致している
- 2. 事前に患者・家族に了承を得る
- 3. <u>医療スタッフ(看護師)</u>に同席してもらう
- 4. 文書をつかって説明する(終了後にお渡しする)

令和元年度 医療のかかり方・女性の健康に関する世論調査

チーム制のメリット

- 1. 治療方針が迅速に決まる
- 2. 手術や外来中の電話中断が少なくなる
- 3. 診療録・申し送りをしっかりするようになる
- 4. 診療のダブルチェックがされる
- 5. 休みがしっかり取れる

チーム制が上手くいくために

- 1. 診療録・申し送りをしつかりする
- 2.病棟&外来の看護師に<mark>病棟医</mark>を周知する
- 3. <u>病棟&外来の看護師に<mark>当直医</mark>を周知する</u>
- 4. 時間外は主治医ではなく当直医へ連絡する

病棟&外来に掲示

			月	火	水	木	金	土
		257	陌間(初診)	田中(初診)	丸尾伸之(手術紹介)	松井	柴田	
婦	A M	258	西館	丸尾 猛	村上		谷 均史	
人		259		三上	谷 均史		石原	休診
科		257		田中	産後検診(西館)	松井		小砂
	P M	258	なし	丸尾猛(過多月経ミレーナ)	14:00~16:00		田中	
		259			伊熊(腹腔鏡)		川北	
			月	火	水	*	金	±
産	1-	260	田中/田中	AM PM 陌間/西館	陌間/石原	/陌間	丸尾/村上	- 休診
科		261	丸尾/村上	石原 ∕徳永→荒木 PM	柴田/	丸尾→川北/	西館/なし→柴田	FILES



職場の労働環境を改善する5つ

- 1. カンファレンスを勤務時間内に
- 2. 当直明けに仕事をさせない
- 3. 時間外の主治医対応を廃止
- 4. 主治医制 → チーム制へ
- 5. 平日の有休義務化

看護師さんの 理解&協力が 非常に重要 2019年3月まで

2019年4月から

年休の取得日数について 使用者に義務なし



年5日の年休を労働者に取得させることが使用者 の義務となります。

(対象:年休が10日以上付与される労働者)

	違反条項	違反内容	罰則規定	罰則内容
Point 2	労働基準法 第39条第7項	年5日の年次有給休暇を取得させ なかった場合(※)	労働基準法 第120条	30万円以下の罰金

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf

2. 年5日の年次有給休暇の確実な取得(2019年4月~)

2019年3月まで

2019年4月から

年休の取得日数について 使用者に義務なし



年5日の年休を労働者に取得させることが使用者 の義務となります。

(対象: 年休が10日以上付与される労働者)

	違反条項	違反内容	罰則規定	罰則内容
Point 2	労働基準法 第39条第7項	年5日の年次有給休暇を取得させ なかった場合(※)	労働基準法 第120条	30万円以下の罰金

平日の有休義務化

- ・[病院] 有休の取得状況を<mark>事務</mark>に報告
- ・[病院] 事務から取得できていない人と<mark>部長</mark>に連絡
- ・「科】 カンファ室&外来の紙カレンダーに記録

誰がいつ休むかメディカルスタッフにも周知

働き方改革を進める 3つ

- 1. 情報共有ツールの導入
- 2. 当直帯の申し送り
- 多職種との連携
 薬剤師
 医療事務・アシスタント

情報共有ツールの導入



- ・当日の予定
- ・予定変更: 遅刻・早退
- ・申し送り
- ・緊急業務
- ・ヘルプ依頼
- ・スケジュール管理

カンファレンス



PHS



カンファレンス

PHS





<mark>参加できないと情報が入らない</mark>

1対1のみ

当直申し送りを仕組み化する

- ・当直専用PHSをつくる
- ・引き継ぎ時間をつくる 17:00~17:30

各人から現状を申し送り

- → 今何の業務が残っているのかが分かる
- → 引き継ぎしやすい雰囲気をつくる

薬剤師との連携

- 入院前面談 内服薬の確認 手術前の中止薬の確認
- 2. <mark>病棟</mark>面談 入院時 + 週1回 持参薬の確認 内服薬の調整
- 3. 医薬品情報 DIのメーリングリスト提供

薬剤師との連携

- 1. 入院前面談 内服薬の確認 手術前の中止薬の確認
- 病棟面談 入院時 + 週1回 持参薬の確認 内服薬の調整

サプリや他院処方含め

入院前に面談して確認

症状に合わせて

処方提案

3. 医薬品情報 DIのメーリングリスト提供

【看護師&薬剤師】 病棟の依頼掲示板

- 1. 処方/削除依頼ができる掲示板
- 2. 病棟医が対応する
- 3. お互いの業務中断が減少

- ・○○号室 △△さん ~~~処方依頼
- ・○○号室 □□さん ~~ 点滴削除依頼

3/

医療事務・メディカルアシスタント

1. 外来診療のサポート

初回問診票の電子カルテ記録 検査オーダー 次回予約

2. 書類業務

生命保険などの書類作成

診断書・書類発行窓口

診断書発行をご希望の方へ

診断書、証明書、その他の書類が必要な方は、1階(1A書類窓口)にて手続きをお願いいたします。

1 A書類窓口

·平 日 9:00~16:30 ·土曜日 9:00~12:00

なお、日曜・祝日及び時間外は、お取扱いしておりません。

医師の書類業務

保険書類作成 医師 2901人分/年

作成時間 1人 16 時間/年

日医総研リサーチエッセイ2019 No. 69 民間保険会社の診断書作成にかかる医師の負担の実態

外来予約の変更・キャンセルについて

〈病院への電話〉

診察、検査等の変更・キャンセルは、治療計画に影響しますのでお控えください。 1. 自動音声でふりわけ やむを得ず変更された場合、待ち時間が発生いたします。 ※症状の変化に伴う変更はこの限りではありません。

2. 電話の時間を分ける

電話番号 0120-364-489 (※音声ガイダンスのあと1を押し、次に2を押す) 受付時間:平日(月~金)14:00~17:00

予約変更と 当日緊急の電話を分ける ※お電話の際は、お手元に診察券または予約票をご用意ください。 ※変更、キャンセル時には医師の確認が必要な場合がございます。お時間を要することもございますので、あ らかじめご了承ください。

※外来の予約時間の確認等、外来の予約全般に関することは上記受付時間内となります。



当日の予約に関わることは当日9:00~お受けします。 (※音声ガイダンスのあと1を押し、次に1を押す)

コロナ禍で求められる働き方改革

- 職場の労働環境を改善する5つ
- 働き方改革を進める3つ
- 本当の働く女性支援とは

- 1. 女性に超人的両立を求める
- 2. 周囲の負担が増えたまま
- 3. システムを変えずに精神論

本当の女性医師支援

- 1. 女性も男性も負荷軽減を
- 2. 男女ともに臨機応変な勤務体系を
- 3. 過分に働いた人は必ず休息を

多職種連携のためには

思い込みを捨てよう

- お互いの<mark>専門性と業務内容</mark>を理解し尊重する
- 多職種連携の目標を設定しよう
- 業務改善は相手への権限委譲から

詳細は

「エピロギ 柴田綾子」

で検索を



https://epilogi.dr-10.com/articles/4590/

EPILOGI IKU#

エピロギTOP > <u>キャリア</u> > 時間外労働100時間の産婦人科で、残業時間の半減を実現

i いいね! 911 У ツイート B! Bookmark 88

「医師の働き方改革」取り組み事例紹介

時間外労働100時間の産婦人科で、残業時間の半減を実

「チーム制」「時間外業務を発生させない仕組みづくり」「ICT活用」「タ スク・シフティング」~明日から実践できる10の取り組み

柴田 綾子 氏 (産婦人科医/淀川キリスト教病院 産婦人科 副医長)

● 時短、残業、長時間労働、過労・過労死、当直、産婦人科、医師の働き方改革





> HOME | > 中文 | > 한국어 | > ENGLISH | 文字の大きさ | 標準

サイト内検索

大きく

C0120-364-489 背景色 白

よくあるご質問 交通アクセス

老人保健施設

病院について

外来診療のご案内

入院のご案内

診療科・部門

医療関係の方へ

採用情報





各科医師の採用情報はこちら

詳細はこちら